

第一回 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会 会議録	
開催日	令和6年7月4日(木) 午前10時00分から午前12時00分まで
開催場所	横浜市庁舎会議室(オンラインとのハイブリッド会議)
出席委員等	<p>(有識者、支援団体等)(敬称略)</p> <p>川田 悦子委員(マザーズハローワーク横浜 統括職業指導官)</p> <p>※代理出席 久能 明子様(横浜公共職業安定所 雇用対策部長)</p> <p>篠原 恵一委員(母子生活支援施設カサ・デ・サンタマリア 施設長)</p> <p>丹羽 麻子委員(公共財団法人横浜市男女共同参画推進委員会 男女共同参画センター横浜 センター長)</p> <p>濱田 静江委員(社会福祉法人たすけあいゆい 理事長)</p> <p>本間 春代委員(本間法律事務所 弁護士)</p> <p>松浦 正義委員(横浜市民生委員児童委員協議会理事 緑区民生委員児童委員協議会会長)</p> <p>道下 久美子委員(一般財団法人横浜市ひとり親家庭福祉会 理事長)</p> <p>湯澤 直美委員(立教大学コミュニティ福祉学部 教授)</p> <p>渡邊 修一委員(NPO法人 サステナブルネット 理事長)</p> <p>(行政職員)(敬称略)</p> <p>竹内 弥生委員(緑区こども家庭支援課長)</p> <p>鋪 歆奈委員(戸塚区こども家庭支援課長)</p> <p>森田 和枝委員(泉区和泉保育園長)</p> <p>近堂 次郎委員(横浜市中心職業訓練校長(経済局雇用労働課長))</p> <p>伊藤 泰毅委員(健康福祉局生活支援課長)</p> <p>石津 啓介委員(建築局住宅政策課担当課長)</p> <p>末吉 和弘委員(教育委員会事務局人権教育・児童生徒課担当課長)</p>
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱について</li> <li>2 次期計画の策定について</li> <li>3 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画(令和7年度~11年度)策定に向けた方向性について</li> <li>4 意見交換</li> </ol>
開会	<p>議事(1) 横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱について</p> <p>事務局:説明</p> <p>(質問・異議なし)</p> <p>議事(2) 次期計画の策定について</p> <p>事務局:次期計画の策定趣旨及び前計画の概要を説明</p> <p>渡邊委員:私たち独自で父子家庭のアンケートを取ったことがあるのですが、その中で、ひとり親自身の健康状態を聞くと、病院に行く暇がなくてQOLを著しくこじらせている方</p>

も結構いらっしゃるので、アンケートの内容で親の健康状態の様子を聞いていただければと思います。

湯澤委員：湯澤です。今、父子家庭のところでご意見が出されていたので、それに続けてということですが、ひとり親家庭の現状と課題のところで、ページでいうと6ページ目の(3)父子家庭ならではの支援ニーズへの対応の必要性というのを出させていただいております。これを独自に出していただくことは本当に重要なことであると考えておりますが、ちょっと表現として、比較的収入があることから、実際の支援対象には該当しにくくなっていると。確かに児童扶養手当の所得基準よりも上の収入という層も一定数いらっしゃるかと思いますが、調査結果の分析のところを拝見しましても、父子家庭は収入が高いということが強調されるような印象の文体に、ほかの自治体でもどうしてもなりがちなのですが、実際には分布の差がすごく開いているのだと思います。前回の横浜市の調査を拝見しましても、児童扶養手当以下の所得層の方と1000万円以上の所得層の方ということで母子よりも開きが大きく、1000万円以上の所得層が平均収入を上げているというところがあるかと思うので、表現するときには高いということだけが強調されないように、児童扶養手当の基準以下で支援を求めている方々がいらっしゃることがきちんと分かるような形になるとよろしいかなと思った次第です。以上です。

渡邊委員：ちょっと補足したいのですが、収入の違いを重ねる要因と、もう一つあって、子育てを自身の父親・母親に任せっぱなしの父子家庭と、全く頼る先がない父子家庭との差がやはり激しいのです。それは収入の差にもつながるだろうし、貧困の連鎖にどんどんつながっていくような父子家庭も多いと思います。以上です。

事務局：ありがとうございます。平均を取ってしまうと収入が高いというふうに見えがちな父子家庭ですが、様々な父子家庭があって、本当に困っている方にも支援の施策ができるように、しっかりと計画に反映させていただきたいと思います。ほかにご質問や御意見等ございますでしょうか。湯澤委員、お願いします。

湯澤委員：もう一点だけ短く発言いたします。今回はもう調査実施済みでありますので、今後の希望ということなのですが、やはりどうしても行政の縦割りの組織構造から、ひとり親調査というのは、国の調査でもDVの経験があるかどうかと、それが今の生活にもかなり響いていらっしゃる母子の方がたくさんいらっしゃるのですが、そういうところが全く取れないのですね。生活支援という中にそれが含まれるということですが、DVの被害は子どもにも親御さんのほうにも、ひとり親家庭になった2年後、3年後、4年後でも影響している可能性がありますので、横浜市独自にそのあたりもクリアにさせていただけると、国の調査もよりよくなっていくのではないかと考えております。今後の希望ということでございました。ありがとうございました。

事務局：ありがとうございます。湯澤委員おっしゃるとおり、今回の調査につきましては、令和5年度に実施しているというところで反映は難しいのですが、そのあたりはヒアリングでお伺いしたり、今回ご意見を頂きましたので、次回策定時の調査などには反映で

きるように検討してまいります。

(3) 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）策定に向けた方向性について

事務局：第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）策定に向けた方向性について説明。

（「計画策定の趣旨」及び「ひとり親家庭の現状と課題」について説明）

（横浜市ひとり親家庭アンケート調査結果速報値について説明）

渡邊委員：ひとり親アンケートの中で生活費が不足している、これは本当にごもつともだと思います。私たちひとり親支援側としても食料品などを配って何らかの足しにしてほしいと思っているのですが、やはり限界があって、現金を配るわけにはいかないというジレンマがあります。そこまで考えていくと、やはり相談で出てくるのは、養育費を払わないで済ませている元の父親、今の父親の存在なんだと私は思っております。コロナのときの相談でも、コロナを理由に養育費を半額にしたり、養育費を払わないで済ませる話もお母さんからたくさん聞きました。それって、コロナだからといって子どもにかかるお金が少なくて済むはずもなく、払わないで済ませている男性の父親たる責任感の欠如でしかないと思っています。この辺を母子家庭のお母さんに聞くと、関わりたくないという意見がほとんどで、ならば、関わらなくても養育費が得られるシステムをつくってほしいというのが支援側の本当の願いで、明石市の例もあるでしょうけど、この話はこの何年間、全然進んでいないんですね。日本では逃げ得と言われています。金を払わないで済ませている父親。これが海外だと、アメリカだったら保険に入れないとかそういうペナルティーがつくはずなのですが、日本ではそういう現実はなく、お金に困っている母子家庭の数だけお金を払わないで済ませている父親がいると思ったら、私は父子家庭の立場としたら全く真逆の男性なのですが、何とか払ってほしいと思う次第ですし、何か手はずを講じてほしいという願いがあります。以上です。

篠原委員：私は母子生活支援施設にいますが、やはり全く同じで、あんなやつのお金はもらいたくないとか、あるいは離婚を成立させるためにはそんなところでぐじゃぐじゃめめないで早く終わらせたいから養育費を受け取らないという考えを持っているお母さんが割と多いかなという現状がありまして、ここのところをカバーできる何か施策がないかなと。本当は権利でもありますし義務でもあると思うのですが、お母さんたちのことを考えると、その気持ちも分からなくはない。本当に嫌な思いをされている人は、ひどい目に遭った人からの養育費なんかもらいたくないとか、離婚を成立させるためにはそんなところで争っていないで早く解決していきたいという気持ちは分かるのですが、なかなか難しいなど。それによって収入が減ってしまうというのはなかなか難しいなというのが現状です。

本間委員：養育費の問題は、私も法律相談等で感じているのですが、アンケート結果で、養育費取り決め文書作成や養育費保証契約締結への補助金は令和3年7月から始まったもの

なのですが、7.2%と認知状況が低いのが非常に残念に思っております。私はひとり親の法律相談などで必要なときにはチラシをお渡ししているのですが、もっともっといろいろなところでやっていかなければいけないなと思っています。あと、養育費の問題は、調停をするに当たっても、以前は、管轄の裁判所が相手方住所地なので、例えば大阪なら大阪に行かなければいけないというのが非常にハードルを上げていたのですが、電話で参加できる電話会議システムというのが始まり、また、コロナも後押ししたのだと思いますが、ウェブで調停ができるというふうにだんだんなっていて、今は管轄の住所地に行かなくても調停をすることができるようになりましたので、そのあたりの周知を私も努力したいと思ったり、養育費もまた法改正で少しずつ変わっていきますけれども、やはり調停等で決めるということは必要なことだと思いますので、そのあたりを認知していただけるようにより一層、自治体でもやっていただいて、私どもも努めてまいりたいと思います。

丹羽委員：ひとり親家庭のしおりでいろいろな福祉制度を知ったという方が25%程度ありますけれども、ひとり親家庭のしおりというのは、求めていかないと手に入らないというお声を頂いております。あの冊子はよくできていて、各種支援が一覧になっているのですが、支援の中には自分から申告しないと利用できないものもありますので、離婚届を出しに行ったらそこに積んであるぐらいの形で周知されたら助かるなと思いました。以上です。

湯澤委員：まず1点目ですが、調査の報告書がこれから遂行されるということですので、お願いとしまして、収入は税込みですよね。

事務局：税込みです。

湯澤委員：税込みの収入額であることを明記していただけたらと思います。手取りか税込みかではかなり、やはり可処分所得として使えるのは税込みではなく手取りですので、今ここに挙がっている収入が即、生活に使えるお金ではないと考えると、税込みであることを明記していただけたらというのが1点目でございます。

事務局：ありがとうございます。修正して反映させていただきます。

湯澤委員：それから、45ページ目の、ひとり親になったときに困ったことというところなのですが、やはり先ほどのように母子と父子を比べて母子のほうが生活費が不足している割合は高いと書かれているのですが、実際に父子の回答を見ますと、「生活費が不足している」というのは、ひとり親になったときは2番目に高い4割あって、現在のところで見れば最も高いのが「生活費が不足している」になっています。これは多分、統計的に有意かどうかを見れば、現在のところの生活費と洗濯ではあまり差が出ないのかもしれませんが、実際的にはこのような形になっておりますので、ちょっと表現を、母子と父子を比べてということよりは、母子家庭、父子家庭、それぞれ子どもがいる家庭と比べてどうなのかということですので、母子と父子を比較することにはあまり意味がないと考えています。それが2点目でございます。

同じように39ページで、父子家庭は正社員が突出していますという表現があるので

が、75%ぐらいでしたか、これは両親家庭のお父さんの正社員率と比べたらとても低いので、そこは誤解がない表現にさせていただきたいです。

あと、情報提供ですが、沖縄県が「2023年度 沖縄県ひとり親世帯等実態調査報告書」というのを出しています。この3月なのですが、とても丁寧に出来上がっている報告書なので参考になるかと思しますので、ぜひ入手していただけたらよろしいかなと思いました。

それで、自由記述の記載方法なのですが、網羅的に箇条書にはしていただいていると思いますが、なかなかリアリティーが伝わらないといえますか、自治体によっては、この沖縄県のものもそうなのですが、もうちょっとその方の切なる願いが伝わるような形で、その方の個人情報特定されないような形で、文章体で一人一人の声がご紹介されていたりしますし、自由記述は全部、生の声で紹介しているところもあります。自由記述はすごく訴える力があるものですし、現実の理解に役立ちますので、あまりシンプル化しないで、幾つか生のリアルな声を掲載していただきたいというのがお願い事でございます。

あと、今後の次回以降ということで。この沖縄県の報告書を見ていましたら、今回、横浜市さんでも住居の費用を取っていただいたというのはとても重要なことだと思いますが、例えば沖縄県では住居費用の負担率というのを出してしまっていて、その人の収入の中で住宅費が何%を占めているかというのを取ったりしています。そうすると、やはり民間借家に住んでいる方の住居の負担率がほかの住宅の方よりも高くなっているという実態も見えてきています。それから、部屋数も把握しておりまして、世帯の人数と部屋数を掛け合わせたときに十分な居住状況にあるのかというのも取られています。結構、住宅のところというのは見逃されてしまう部分も大きいのですが、やはりこの住居費や住宅環境が子どもの生育や暮らしに与えている影響は大きいので、今後もその住宅のところはもう少し掘り下げながら現状を取っていただけるとよいかなと思った次第です。以上です。

事務局：アンケートについては、父子家庭であっても母子家庭であっても、困っている状況がより伝わるような記載にしていきたいと思います。

湯澤委員：すみません、もう1点だけ。47ページに今後利用したいかどうかという、認知状況と利用状況が出ていたと思います。今後利用したいというのはとても重要な数値だと思いますが、母子のみしか利用できない制度と父子のみしか利用できない制度が3つあって、母子生活支援施設とマザーズハローワーク、父子交流事業なんですね。この3つについては、今後利用したいというのが、母子家庭も含んだ回答でパーセントを出してしまうと割合が低く出ますので、父子家庭の中で何%、母子家庭の中で何%というような形で別に数値を取っていただいたほうが、よりリアルな利用ニーズがつかめるかなと思いました。ちょっとご検討いただければと思います。

松浦委員：自由意見にもありますが、収入の問題だと思うのですが、社会福祉協議会が生活福祉資金というのをやっているんですね。それで、学資資金でこういう申請があるという

ので私が行ったのですが、そうしたら、お母さんと、中学生の息子さんが不登校なのです。中学3年で今度卒業して、そういう不登校の子が集まるような学校があるらしいのですが、そのために生活福祉資金が欲しいと。いろいろ聞くと、お母さんは朝早く出て行って、帰りも遅いみたいなのです。それで、子どもはゲームをやったりなんかして、ずっと家にいると。不登校になって、でも、中学は卒業するというのでちょっとやる気を出して学校に行きたいみたいなことで福祉資金を申請したらしいのです。それで、卒業したという連絡が来たので、ああ、ちゃんとやっているんだなと思ったのですが、それだけお母さんも朝から夜まで働かないとなかなか大変なのかなというようなことを聞きました。

#### (4) その他・意見交換

渡邊委員：私ばかり発言させていただいて申し訳ないです。ひとり親支援として感じることは、コロナが続いて、そこでやはり収入が減られる先に母子家庭がマッチして首になったりという方の話をよく聞きました。コロナが明けてさすがにそれは減ったと思いますが、どうなったかという、やはり収入の格差が固定化して、その後の就業につながらないというのが、申し訳ないですけど浜松でももう見えていますし、横浜でもそうではないかと思っています。やはり自立してほしいのが願いなのですが、そこに至るまでの道のりがすごく遠いかなと。私たちの活動は、子ども食堂でも何でも、児童扶養手当も証書を見せてもらっているのですが、皆さん結構、満額をもらっているのです。ということは、お母さんはあまり働いていらっしやらないんですね。支援に頼って低収入が固定化している。だからといって、就業支援が進まないとも感じております。

ここからちょっと父子家庭のほうをご案内させていただきたいと思います。横浜市さんとは父子家庭のしゃべり場でファシリテーターというのを5年前からさせていただいております。父子家庭というのはすごく孤立しているなど。自らSOSを出さないで、なおさら孤立していると。皆さんが関わる場面では、結果、こじらせている父子家庭さんに関わってしまうのかなというところです。現に、それこそ5年前は埼玉県の社協さんに呼ばれて、あまりにも事件が起きてから父子家庭さんを支援する形になるので、その前にやりたいということで講演会を依頼されたこともあります。そこは感じるところです。母子家庭、父子家庭、養親家庭を比べると、子どもの犯罪率が著しく高いのも父子家庭です。すごく嘆かわしいことだと考えています。これは男のジェンダーというのがやはり半分以上あって、弱音を吐けない、一人で抱え込んでしまう、あと、結果しか求めないんですね。だから相談にも行かないし、一人で抱え込んで孤立化するというのもうジェンダーなので、これは変えられないのかなと。申し訳ないですけど男としては変えられないんですね。うちもいろいろな父子家庭の方とお話します。父子家庭の敵というのがあるとすれば、実は同じ男だと思っています。仕事は男社会がまだまだ続いていますし、その中で父子家庭の立ちポジション

というのは、やはり負け組なんですね。引け目を感じながら父子家庭をかろうじて維持しているお父さんもたくさんいると思っています。例えば今、女の子だったら髪の毛さらさらじゃないですか。でも、私の娘もそうでしたけれども、髪の毛をといてあげる、そんな時間なんかあるわけでもなし、父親としてそこまでする考えにも至らないのが現実です。髪の毛がくしゃくしゃな女の子を見たら、バックに父子家庭があるのかなと思っております。みすぼらしい存在も孤立がゆえというところで、では、どうやって支援したらいいのかずっと考えていますけれども、何も答えは出ないです。相談業務をしてもそこにはつながらないだろうし、父子家庭のしゃべり場としても、そこにいたら恥ずかしいという気持ちもあるだろうし、非常に困難かなと思っています。その困難なのは、やはり低所得の父子家庭だし、周りに頼る先がない父子家庭だと思います。

では、どうしたらアイデンティティーを保てるかというのをすごく感じます。いろいろな職場で母子家庭も共存しなければいけないでしょうし、ぜひとも職場で父子家庭を考えるような活動もいいのではないかなと思っています。どうしても男というのは仕事がまず主体にあって、子育てというのは、申し訳ないけど2番目なんですね。仕事でやはりアイデンティティーを保てないと、結果、子どもにいい教育ができないのかなというところは、悲しいですけど男のジェンダーかなと思っています。いろいろ考えているのですが、孤立がゆえにどうしようもないというところもジェンダーかなということで、出口がないのもすごく悩んでしまうところです。父子家庭支援としては、申し訳ないですけどそんな感じの意見です。皆さんに聞いてほしかったです。以上です。

道下委員：前は母子家庭だけでしたけれども、父子家庭は10年ぐらい前からうちの会でも数名いらっやいます。今までミカン狩りとかおみそづくりもしましたが、横浜の近くのホテルで10名ぐらい募集しまして、コックさんに習って衣装もちゃんとして料理ができたなら親子で食べるというのがあって、それにも父子家庭の方が参加されていました。クリスマス会でもお子さんと一緒に参加されて、ちょっと値段は高くなりますけど会員でなくてもいいですよという参加方式もあり、横浜はまだ少ないですが、全国組織ですから、長野県とか多かったですし、たしか静岡福社会の会員さんもいらっやったと思います。ストーカー的な行為があったので、母子ばかり、父子ばかりの会員を別々につくりたいという団体もありますが、各団体に父子家庭の会員さんも結構いらっやいます。何も問題なければ別にいいのですが、あまりはいはいと入れるのもちょっと嫌だなというところはあります。父子家庭のお子さんが母子家庭のお子さんよりかわいそうだなと思うのは、母子家庭のお母さんは割とそうやって行事に参加できますけれども、父子家庭の人はあまり参加できないので、子ども同士で遊んだりとかできなくてちょっとかわいそうかなと逆に思います。

丹羽委員：父子家庭の話で男性ジェンダーの話が出たのですが、今、横浜市には男性相談という事業がないんですね。先ほど渡邊さんがおっやったように男性のジェンダーという

こともあって、その苦しい男性のジェンダーを理解してなおサポートに立つという高いスキルが求められますので、相談員となりうる担い手の方が大変少ないのです。大阪の男性相談は進んでいまして歴史があるので、相談員の方々にご助言を頂いたのですが、「敵ではない男はちゃんとして、男性が弱音を吐いても堂々と支え合える社会にしていってよいのだ」というメッセージを当事者の方たちが出していくことが一番効果的なことだと学びました。最初は利用が少ないかもしれませんが、当事者の方たちに当事者目線で根気強く支援を広げていっていただけるような、そういった切り口での男性相談事業立ち上げが求められているのではないかと考えております。以上です。

松浦委員：私が青少年指導員をやっていたときにスポーツ推進委員、前は体育指導委員と呼んでいましたけれども、体育指導員をやっていた人が息子さんと父子家庭でした。何かあると息子と呼んでご飯を一緒に食べようとか言っていて、みんなで育てているんだなというのがありましたね。だから、そういう環境だといいいのかないかなということはありません。

濱田委員：子どもの世界って何なんでしょうね。就学期になると、一番子どもが長く生活する現場は、やはり小学校であり、中学校であり、その生活の基本的なことは、それがどこで誰がどういうふう気づいて、支援をどう組み立てていくかということところが今、すごく問われているなと思っています。子どもは今まで意見を聴かれたことがないんですね。あまりにも経験が少ない。こういうときはどうしてほしいの？ってうまく聴いてもらったことがないので、なかなかそれを自分から言えない。言えない子を学校の先生がどう導いてくださるかということにかかっているかなど。親であっても子であっても、親子はセットではないんですね。子は子、親は親、それぞれの自立を目指さなければいけないと思っています。たくさん子どもの顔が浮かんできて、実は涙ぐんでいる状況なのですが、やはり経験を積んでこない子どものつらさというのを誰が分かってやれるんだろうかと思うのですが、それはもう一回丁寧に、横浜市は今、いろいろな制度をたくさんやっているところなので、その成果を持ち寄って、子は子を中心に、勝手に私たちが意見を押しつけるのではなくて、もうちょっとゆっくり子どもの意見を聴きながら、中学校の先生や小学校の先生にも意見を聴かせていただけたらありがたいかなと思っています。市の相談は児童家庭支援センターの心理士がやるべきだと思っていますが、そこからどういうふうにつなげていくかというのは、こちらがやらなければいけないことだと思っています。

私は今ちょっとびっくりしていることがあるのですが、7月1日から急な異動になりました。私は10年ぶりに母子生活支援施設に逆戻りをしているんですね。篠原先生もいらっしゃるのですが。そのときに、10年たってみて、困っていることは全然変わらないんだなということと、もう一つ、よかったことは、子どもが全員学校に、高校に行けているということですかね。それがすごくうれしかったです。なので、そうやって子どもが場面場面でライフステージを決めていく。決めていけるだけの力をどう

やって、誰がどういうふうに的確に支援を組み立てていくのかというのが、これから問われていくことかなと思っています。子どもがこうしたいと思っても、誰がそれに応えていくのか。それは、一番身近にいる学校であり、児家センの仕事かなと思っています。実は児童家庭支援センターも、母子とか父子を緊急避難的に預かる場所を探さないと、在宅だけでは続けられないかなということもいろいろ考えておりますので、できればみんなで子どもを中心に、横浜市はたくさんの制度を工夫して立ち上げておりますので、その人たちと一緒に検証して、もう少し短い間に何かできることがあるのではないかと私は日々感じているのですが、いかがでしょうか。誰か、湯澤先生が中心になっていただいてもいいのですけれども、子どもはちゃんと自分の生き方を自分で決めたいと思っはいるんだけど、どうしたらいいか分からないというところもあります。一番生活の中心である学校の現場も少し巻き込んで、うまく聴き出せたらいいかなと思っています。

横浜市のすばらしいところは、受験したい子の制度と、生活習慣が身につかない子どもの制度を分けて、ちゃんと支援しているというところだと思っています。一生懸命頑張っているところをたくさんつなげる人がちょっと今、不足しているかなというのと、身近な人にもっと意見が言えるようなコーディネーターが必要かなと思っています。実はこ家も子どもの権利の課をつくったり、これから児家センではなくて児童センターみたいな、生まれる前から保健師が関わったりしているのが、鶴見やいろいろところで今、3つですかね、港南区や何かもやっているところですので、ばらばらではなくて、みんなが子どもを中心に行けたらいいなと。本当によくやっていると思うのです。実は横浜市の母子生活支援施設の傾向としては、自分がDVを受けていると思っしていないお母さんが多いかなと思っています。なので、心理士の役割は大きいねと昨日もインテークをしてもらって、自分が首を絞められているのに、現場はそれを、子どもも見ているのに、自分がどこか悪かったんでしょうかと言うんですよね。もうちょっと自分を守ることとか、自分の人権に対して教育が必要かなと思っています。以上です。

末吉委員：教育委員会事務局人権教育・児童生徒課の末吉と申します。遅れて申し訳ございませんでした。今、委員からご発言がありましたけれども、就学期の学校に通っている子どもたちに支援をどう組み立てていくのかというところで、学校の先生の役割は大きいのではないかとというのがご趣旨だったと思います。その点はまさにそのとおりだと思います。子どもたちにとって学校というのは、特に就学期は最大の居場所になっていますし、そのときに担任の先生や部活動の顧問など、学校の先生たちがその子どもたちの様子をよく見守っていることが実態としてあるのではないかと思います。その背景に、生きづらさ、つらさを抱えている子どもがいて、その世帯の状況というのを学校の先生たちは分かって支援しているケースがあるのではないかとと思っています。一方で、先生方がどういう支援を差し伸べられるのか。学校という箱の中でできることはたくさんあると思いますが、その子への支援、世帯への支援を学校の先生たちが

どこまでできるかという、限界もあると思うのです。そのときに、教育と福祉をつなげるような役割が大事だと思っています。横浜市でいいますと、小学校と中学校に児童支援専任と生徒指導専任という専門で取り組んでいる先生がいるというのが一つと、今、スクールソーシャルワーカーを福祉の専門職として学校に配置するような人材を少しずつですけども増やしているところですので、そういった職員が中心になって、先ほどおっしゃったつなげる人、つなげる役割を果たす人ですね。行政側というと学校がとか区役所がという縦割りではなく、学校と区役所が連携したり、民間の団体と連携することが重要になってくるのではないかと考えています。

湯澤委員：時間がない中ですみません。2点です。まず1点目ですが、今、母子生活支援施設の話も出ました。本当に今、このような厳しい社会経済状況の中で、全国的にも母子生活支援施設の重要性が改めて認知されるべきだと思っておりますが、残念なことに全国的に利用率が低減し、暫定定員問題というのが出ております。横浜市の利用状況はどうかということと、昔、市か県かで母子生活支援施設を機能させていくためのあり方検討会みたいなものがあつたのですが、外部の方も含めて母子生活支援施設を今後、より発展させていくための検討会の設置ができないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務局：母子生活支援施設については、横浜市は今、民間が7施設と公立が1施設で8施設ございます。今ちょっと公立の施設は稼働率が低いのですが、民間の施設はかなり稼働率が高くなっている状況がございます。ただ、さっきおっしゃったようにニーズに全部応えられているかということ、やはりなかなか応え切れていないところはございますし、また逆に、潜在的なニーズを行政側がちゃんとつなげられているかということ、まだ難しいところはあると思います。実は今年、横浜市のほうで社会的養育の推進計画というのを改定する時期に来ておまして、その中で、母子生活支援施設のことも含めて検討することになっています。母子生活支援施設の代表の方も入っていただいて検討することになっていますので、このひとり親の計画策定連絡会の状況なども共有しながら検討できればと思っております。

湯澤委員：ありがとうございます。ぜひ検討のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それとあともう一点なのですが、今日のご説明の中にもありましたひとり親支援に係る事業の対象者要件の見直しということで、児童扶養手当受給要件の所得要件を撤廃する動きが国で出されたということで、この点について教えていただきたいのですが、これは、そもそも児童扶養手当を受給している人の所得が上がったときに、この見直しの事業に該当するプログラム策定事業等について引き続き利用できるというようなことであろうかと思いますが、そもそも受給要件から外れてしまっている方々は対象外という理解で合っているかということです。つまり、この横浜市の調査のデータや自由記述の中から少しかいま見えることは、親同居、祖父母同居をしているがゆえに、援助は受けていないけれども所得要件から外れてしまっているという自由記述があつたかと思ひます。お母様自身の所得が厳しくて親と同居しているけれども、親

の収入もプラスになって所得制限額を見られるから、そもそも対象外になってしまうという方がおられるのですが、横浜市ではそのような方がどのぐらいいらっしゃるか把握していらっしゃいますでしょうか。

事務局：数の把握ということでいきますと、もともと児童扶養手当の申請のときに、最終的に対象外となったけれども申請はされているという方の数は把握していますが、ちょっと今すぐ数字が出なくて申し訳ございません。

横浜市の事業の対象が国の制度に合わせてどのように変わっていくかというところでは、大きく3つ変更がございます。1つは、自立支援のためのいろいろな資格を取得していくための支援を行う、いわゆる給付金関係の事業につきまして、例えばウェブデザイナーとか、そういった自立支援教育訓練給付金というものは児童扶養手当の要件が一切なく、今まで児童扶養手当の対象者でないと受けられなかったのが全部撤廃という形で進むこととなります。あと、高等職業訓練給付金といって、例えば看護師になったりとか、そういう特定の資格を得るために長い間学校に通う必要がある方たちの生活費を月々10万円くらい、そちらの事業につきましては、児童扶養手当の制限はあるのですが、児童扶養手当が外れた人も1年間はこの制度で支援する内容となっています。

湯澤委員：そのあたりは国の資料で把握していますが、そうすると、前者の場合、先ほどのような親の所得が加算されているがゆえにそもそも外れてしまっているような方も今度は対象になるということですか。

事務局：そのとおりです。支援施策でも対象としてまいります。

湯澤委員：分かりました。それはすごく重要なよい改善だと思いますので、ぜひそういう方々にそういう制度利用ができるということが十分周知されるといいなと思いました。ありがとうございます。

道下委員：先ほど言いましたけれども、各企業様からいろいろ応援いただいています、ローソングループの方からは、ひとり親家庭支援奨学金制度というのがございまして、中学3年から高校3年まで月3万円、無償で支給されます。それは全国で400名、横浜市では10名なのですが、もう7年目に入りまして、今年も59の申込みがあつて10名選びました。それは成績に関係なく所得の少ない人から選んで本部のほうに送りまして、ローソンの本部の方が見て決めるのですが、補欠の1名も入れてたしか今年は11名合格したと思います。中学3年からもし頂けたら、年間36万の4倍になりますから、すごい金額です。それと、横浜信用金庫さんから、創立100周年記念で大学受験の方に5万円支給されます。これは100名募集ですからほとんどの方が大丈夫なのですが、今年の受験から始まりましたので、横浜市は80名、川崎とかほかにも信用金庫さんがありますので、みんなで99名でした。今年は9月から募集があります。これは5年間続きます。

竹内委員：緑区子ども家庭支援課長の竹内です。私は社会福祉職でして、職員時代はひとり親の支援施策や児童扶養手当の担当をしており、母子生活支援施設の皆様にはいろいろお

世話になっていた立場でございます。私は今、区役所のご相談部門を担っているところの課長ではありますが、やはりこういうアンケートで、ひとり親に限らずですが、「相談の一体的な窓口」、「どこに相談したらいいか分からない」とか「専任の相談員がいるとよい」というお声を頂いていることが、今、区の福祉保健センターこども家庭支援課で社会福祉職がひとり親のご相談を受ける体制ではあるものの、ひとり親になる方又はなられた方のニーズとして、平日以外のご相談先や、全部のことが1か所で聞けるとよいという利用者の方のお気持ちが重々伝わります。ご相談の内容も法的なことから住居のことまで様々あるところ、どこまで一体的に答えられるのか、縦割り行政の中で課題を感じているところではございますが、そのあたり私たちの現場の中でも意識を変えられる部分は変えていったほうがいいのだろうなという思いを、今日改めてアンケートの結果を見ながら思ったところでございます。引き続き、今、目の前にご相談にいらっしゃる方の一人ひとりのお声をきちんと聴いて丁寧な対応ができるように窓口としてはやっていきたいと思っております。以上です。

鋪委員：戸塚区こども家庭支援課長の鋪です。松浦委員にもいろいろエピソードを頂きまして、横浜市はちょっと都会で冷たいという印象があるかもしれませんが、地域の方々は本当に子育て世帯を支援したいという温かい思いでいろいろな活動をしていただいています。スタッフでもそういったネットワークづくりというのをして、ひとり親世帯に限らず子育て世帯に、とにかく自分たちに何かできることはないだろうかと考えながらやっていただいていますので、お父様やお母様がお仕事で忙しい中で地域に来てくださいというのはなかなか難しいところですが、そういった思ってくれる人が実際にいるということを伝えていけるといいのかなと思っております。

森田委員：和泉保育園園長の森田と申します。保育園はひとり親家庭が多いので、密接に保護者の生の声を聞くことができるのですが、今日この連絡会に参加させていただきまして、ひとり親家庭のしおりというのがあることを知りました。困っている方が結構いらっしゃるので、私たちも調べてこういう制度があるということを情報としてお伝えしたいのですが、なかなか情報が得られなくて。すごくいい情報が得られたので、これを職員にも伝えながらひとり親家庭を応援していきたいと思っております。

小中学生は自分の意見や思いを伝えられますが、保育園に至っては0～5歳のお子さんを預っていて、特に0～2歳の乳児のお子さんがどう思っているかというのは、子どもからは発信できないので、保育士が発信していかなければと思っています。保育園として心が痛いのは、病気になって熱が出てお母さんにお迎えをお願いするときに、お母さんはお仕事されていて、ほかに誰も頼る方がいない方も結構いらっしゃるのです。病児保育とかサポートシステムとかフルに活用しながら子育てしている方もたくさんいらっしゃるので、そういうところの支援を厚くしてもらいたいと思っています。本当はできれば、ひとり親家庭の方は帰っていいよ、おうちでお子さん見てあげてみたい、社会がそういうふうになっていくといいなと思っておりますが、なかなか社会を変えるというのは難しいので、すぐには変わらないかもしれませんが、ひ

とり親で小さいお子さんを育てている方に関しては、病気のお子さんをおうちで見られるようなシステムができていくといいなと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いたします。

近堂委員：経済局雇用労働課長近堂です。私のところは中央職業訓練校といたしまして、職業訓練を行う施設です。横浜市は基礎自治体として全国で唯一、職業訓練校を運営してまして、基礎自治体ならではの、より市民主体の福祉的な取組というところで、具体的にはひとり親家庭の方の優先枠を設定して受け入れています。優先枠で入られたひとり親家庭の方の全てではありませんが特に目立つところとしては、お子さんが例えば病気になったりして訓練がうまくいかないとか、休みがちになってしまうような方が見受けられます。そういう中で、出てこなくなってしまう方もいらっしゃいますし、そのあたりは最後までできるだけ支えながら進めたいのですが、やはりどうしても途中でリタイアしてしまう人がいらっしゃるの、そのあたりのサポートをどうやっていけばいいのかということは考えていきたいと思っています。以上です。

伊藤委員：健康福祉局生活支援課の伊藤といたします。私のところは区的生活支援課、いわゆる生活困窮者自立支援制度とか、生活保護制度を利用されている方を支援する部署になります。生活困窮者自立支援制度というのは、特にこういう人でなければ相談できないという枠はない制度ですから、生活費のお話や住宅のお話など様々なご相談を頂くという意味ではどなたでも、今困ってなくても将来困る人も含めて広く窓を広げている部署ということでご理解いただけるといいかなと思います。また、区役所にはハローワークの出先機関であるジョブスポットがございますし、困窮制度の中では、先ほどお話がちらっと出ましたけれども、中高生の学習支援事業というのもやっております。特に中学3年生の受験期が中心になりますけれども、そういう方で、必ずしも生活保護を受けている方ばかりを扱っているわけではなく、困窮制度を利用されている方のお子さんも入ります。また、生活費の話でいくと、お金の支給というよりは、例えば収入はあるけれども支出が課題だとか、例えば私も区にいたとき、家族総出で何万も携帯代を払っている方とか昔からよくいるのですが、そういう方のご希望があれば、家計改善支援という事業がありまして、収入に対して課題になっている支出を、例えば電話料金のプラン変更とかも含めて相談に乗ります。これは外部委託でやっていますが、相談は区役所のほうで受けられます。そういった形で、今ある収入をどう有効的に使うか、そんなことを含めた事業が色々展開しております。あともう一つ、ひとり親の方の生活保護の利用世帯が年々減少しています。また、資料を見て分かったのですが、社員の方は持家に住んでいらっしゃる。自分のとほかの方のと合わせると60数%ですかね。そういうことも若干影響しているのかなと。こういう物価高で困っている人が多い中で、ひとり親家庭の方の利用は一貫してずっと、かなり前から減少傾向にありますので、生活にお困りの方がいらっしゃいましたら、まずは区役所に行ったらどうですかとお勧めしていただけるといいかなと思います。よろしくお願いたします。

石津委員：建築局住宅政策課担当課長の石津でございます。我々は住まいの確保にお困りの方の支援として市営住宅がメインになりますが、それ以外にも住まいにお困りの方、例えば高齢者ですとか低所得者、外国人、ひとり親を含めて様々な方の支援に取り組んでいるところです。具体的には、そういう方々の入居を受け入れるセーフティーネット住宅を増やしていく。あと、それらの一部についても家賃補助ができるように、これは大家さんのご理解を頂くのが難しいのですが、増やしていけるよう取り組んでいるところでございます。さらに、住宅は、市営住宅、セーフティーネット住宅等、様々な公的な賃貸住宅がございますが、やはりそれぞれの方に合った住宅を提供できるように相談対応、相談業務に力を入れているところでございます。

久能代理：マザーズハローワークの久能です。先ほどアンケートを見ていたのですが、私どもマザーズハローワークを知らなかったという方がまだいらっしゃることもよく分かりました。マザーズと言われてしまうので、ひとり親家庭の方はほとんどが母子家庭の方で、またはこれから離婚される方の相談が非常に多い状態です。そしてまた、平日日中の時間帯に開庁しているものですから、利用者の制限がかなりあるのではないかと考えています。ただ、横浜駅徒歩7分のところにある横浜STビルという中に入っていますけれども、県内で唯一、土曜開庁・夜間開庁を行っているハローワークプラザというところがございまして、そちらは、日中はパートで働きながら、もう少し収入が欲しい、もう少し働き方を考えたいという方が利用しておりまして、母子家庭の方も父子家庭の方もいらっしゃるというのが特徴です。今日はジョブスポットの関係のお話もありましたけれども、具体的に横浜市さんが一緒にやっていることもございますので、今後も働く、特にハローワークは仕事に関する、就職に関することになりますが、いろいろな面で連携していきたいと思っております。

今どんな人が来ているか、専門のひとり親の支援員がいますので聞いてきたところ、やはり外的要因が非常に多く、すぐ就職できない方が結構いらっしゃるというのが現実としてありました。お父様やお母様と同居していて、働きたいんだけどもいつも頼んでいると親にいろいろ言われてしまうので、子どもと一緒に独立したいけどなかなか収入面や職場にどれぐらい理解が得られるか、先ほどのアンケートにもありましたけれども、親に頼んでいた家事の部分が一人になることでより大変になってくるという覚悟も必要ですし、周りの方のサポートが必要だという話を聞いてきました。また今後、ハローワークのほうにご相談があったときには、今日いらっしゃる委員の皆様とのいろいろな機関と合わせてご支援、サポートできればと思っております。引き続きよろしくお願いたします。

事務局： 次回の会議につきましては、10月の中旬頃を予定しております。どうぞよろしくお願いたします。

閉会

資料	資料1	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会委員名簿
	資料2	横浜市ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会運営要綱

	資料3 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画の策定について
	資料4 横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成30年度～令和6年度）の概要
	資料5-1 第5期横浜市ひとり親家庭自立支援計画（令和7年度～11年度）策定に向けた方向性について
	資料5-2 骨子案イメージ
	資料6 令和5年度ひとり親家庭アンケート調査結果
特記事項	なし